

第6章 認可地縁団体に関する様式・資料

○地縁団体の認可に係る様式

(1)認可申請書(地)

令和○年○月○日

土佐町長 様

認可を受けようとする地縁による

団体の名称及び事務所の所在地

名 称 ○○○○○○

所在地 土佐町△△○○○○○○○

代表者の氏名及び住所

氏 名 ○○○○○○

印

住 所 土佐町△△××××

認 可 申 請 書

地方自治法第260条の2第1項の規定により、地域的な共同活動を円滑に行うため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規 約
- 2 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 3 構成員の名簿
- 4 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- 5 申請者が代表者であることを証する書類

(2)規約(参考例)

〇〇自治会規約

第1章 総則

(目 的)

第1条 本会は、次に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

(1)回覧板の回覧等区域内の住民相互の連絡

(2)美化・清掃等区域内の環境の整備

(3)集会施設の維持管理

(4)〇〇〇〇

(5)〇〇〇〇

(名称)

第2条 本会は、「〇〇自治会」と称する。

(区 域)

第3条 本会の区域は、土佐町〇〇××番から〇〇××番までの区域とする。

(主たる事務所)

第4条 本会の主たる事務所は、高知県土佐郡土佐町〇〇××番地に置く。

第2章 会員

(会員等)

第5条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。

2 本会の活動を賛助する法人及び団体は、賛助会員となることができる。

(会 費)

第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(入 会)

第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとするものは、〇〇に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 本会は、前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(退会等)

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には退会したものとする。

(1)第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合

(2)本人から〇〇に定める退会届が会長に提出された場合

2 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

第3章 役員

(役員の種別)

第9条 本会に、次の役員を置く。

(1)会長 1人

(2)副会長 ○人

(3)その他の役員 ○人

(4)監事 ○人

(役員の選任)

第10条 役員は、総会において、会員の中から選任する。

2 監事と会長、副会長及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。

(役員の職務)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 監事は次に掲げる業務を行う。

(1)本会の会計及び資産の状況を監査すること。

(2)会長、副会長及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。

(3)会計及び資産の状況又は業務執行について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。

(4)前号の報告をするため必要があると認める時は、総会の招集を請求すること。

(役員の任期)

第12条 役員の任期は、○年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第4章 総会

(総会の種別)

第13条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第14条 総会は会員をもって構成する。

(総会の権能)

第15条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(総会の開催)

第16条 通常総会は、毎年度決算終了後○か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1)会長が必要と認めたとき。

(2)全会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(3)第11条第3項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき。

(総会の招集)

第17条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から○日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の

○日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第19条 総会は、全会員の2分の1以上の出席がなければ、開催することができない。

(総会の議決)

第20条 総会の議決は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員の表決権)

第21条 会員は、総会において、各々1箇の表決権を有する。

(総会の書面表決等)

第22条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第19条及び第20条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)日時及び場所

(2)会員の現在数及び出席者数(書面又は電磁的方法による表決者及び表決委任者を含む)

(3)開催目的、審議事項及び議決事項

(4)議事の経過の概要及びその結果

(5)議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印をしなければならない。

第5章 役員会

(役員会の構成)

第24条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の権能)

第25条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1)総会に付議すべき事項

(2)総会の議決した事項の執行に関する事項

(3)その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集等)

第26条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

2 会長は、役員の○分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から○日以内に役員会を招集しなければならない。

3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的、及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも○日前までに連絡しなければならない。

(役員会の議長)

第27条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の定足数等)

第28条 役員会には、第19条、第20条、第22条および第23条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第29条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1)別に定める財産目録記載の資産

(2)会費

(3)活動に伴う収入

(4)資産から生ずる果実

(5)その他の収入

(資産の管理)

第30条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第31条 本会の資産で第29条第1号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において○分の△以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第32条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第33条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第34条 本会の事業報告書及び決算は、会長が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3か月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第35条 本会の会計年度は、毎年○月○日に始まり、△月△日に終わる。

第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第36条 この規約は、総会において全会員の4分の3以上の議決を得、かつ、土佐町長の認可を受けなければならない。変更することはできない。

(解 散)

第37条 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

2 本会が、総会の議決に基づいて解散する場合は、全会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の処分)

第38条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において全会員の○分の△以上の議決を得て、本会の類似の目的を有する団体に寄与するものとする。

第8章 雑則

(備付け帳簿及び書類)

第39条 本会の主たる事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記簿に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(委任)

第40条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を得て、〇〇が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、〇年〇月〇日から施行する。
- 2 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第33条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 3 本会の設立初年度の会計年度は、第35条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から〇年〇月〇日までとする。

(3)参考資料 規約の解説・留意事項

規約(参考例)	留意点
〇〇自治会規約 第1章 総則 (目的) 第1条 本会は、次に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。 (1)回覧板の回覧等区域内の住民相互の連絡 (2)美化・清掃等区域内の環境の整備 (3)集会施設の維持管理 (4)〇〇〇〇 (5)〇〇〇〇 (名称) 第2条 本会は、「〇〇自治会」と称する。 (区域) 第3条 本会の区域は、土佐町〇〇××番から〇〇××番までの区域とする。 (主たる事務所) 第4条 本会の主たる事務所は、高知県土佐郡土佐町〇〇××番地に置く。 第2章 会員 (会員等) 第5条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。 2 本会の活動を賛助する法人及び団体は、賛助会員となることができる。 (会費) 第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。 2 賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。 (入会)	「会則」、「規則」どのような表現でも OK ①良好な地域社会の維持及び掲載に資する地域的な共同活動を行うことを目的としているか、確認してください。 ②スポーツや芸術など特定の活動のみを目的とすることは認められません。 ③ここに記載した目的の範囲内において団体は権利義務を有することとなりますので、活動内容はできるだけ具体的に記載してください。 名称についての制限はありません。「〇〇自治会」「〇〇地区会」といった名称でもかまいません。ただし、他の法令等で名称の使用制限がある場合は、これに従ってください。 住民にとって客観的に明らかなものとして定める必要があります。町又は字及び地番で表示するのが最も望ましいですが、河川や道路等による区域の表示も客観的に明らかなものであれば、可能です。 主たる事務所の所在地＝団体の住所 となります。 集会施設の所在地あるいは代表者の住所が一般的です。 「本会の事務所は、会長の自宅に置く。」としても可。(会長が変わる度規約の改正をしなくてすみます。) 集会所の場合は、地番を明記してください。 年齢、性別、国籍等による制限はできません。 区域外の者は怪異にはなれません。 世帯を会員とすることはできません。 賛助会員は団体の意思決定には関与できません。 金額を規約に明記してもよいですが、変更する度、規約変更の手続(総会の議決、町への届け出、公告)が必要となります。 前条で賛助会員を定めなければ、2は不要。

第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとするものは、〇〇に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。 2 本会は、前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。 (退会等) 第8条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には退会したものとする。 (1)第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合 (2)本人から〇〇に定める退会届が会長に提出された場合 2 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。 第3章 役員 (役員の種別) 第9条 本会に、次の役員を置く。 (1)会長 1人 (2)副会長 〇人 (3)その他の役員 〇人 (4)監事 〇人 (役員の選任) 第10条 役員は、総会において、会員の中から選任する。 2 監事と会長、副会長及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。 (役員の職務) 第11条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。 3 監事は次に掲げる業務を行う。 (1)本会の会計及び資産の状況を監査すること。 (2)会長、副会長及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。 (3)会計及び資産の状況又は業務執行について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。 (4)前号の報告をするため必要があると認める時は、総会の招集を請求すること。 (役員の任期) 第12条 役員の任期は、〇年とする。ただし、再任を妨げない。	認可申請時に全員からとる必要があることを定めるものではありません。認可申請時点での構成員名簿に記載されている会員については、現に入会しているものと解されます。 必ず会長を1人置くが必要です。 第11条第2項に関連し、副会長を置くことをお勧めします。 その他の役員は「会計」「書記」等具体的な名称で定めてもよし。 監事は1人以上置くことが適当です。 「会計」「書記」当の設置を具体的に定める場合は、 「会計は、本会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。」 「書記は、会務を記録する。」等職務を明らかにしておくことが適当です。 短くても1年、長くても4年程度にするのが適当です。
--	---

2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。 3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。 第4章 総会 (総会の種別) 第13条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。 (総会の構成) 第14条 総会は会員をもって構成する。 (総会の権能) 第15条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。 (総会の開催) 第 16 条 通常総会は、毎年度決算終了後〇か月以内に開催する。 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。 (1)会長が必要と認めたとき。 (2)全会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。 (3)第11条第3項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき。 (総会の招集) 第17条 総会は、会長が招集する。 2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から〇日以内に臨時総会を招集しなければならない。 3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の〇日前までに文書をもって通知しなければならない。 (総会の議長) 第18条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。 (総会の定足数)	役員の解任の手続を定める場合は、専任の手続と同様の定めをしてください。 総会の専権事項とされているものについては、規約をもってしても他へ委任することはできません。 ・事業計画の決定 ・事業報告の承認 ・予算の決定 ・決算の承認 総会は毎年 1 回以上開催しなくてはなりません。(地方自治法第 260 条の 13) 年度終了後3か月以内に財産目録を作成する必要がある(地方自治法第260条の4)ことから事業報告及び決算を作成し、その認証を行うために、通常総会を年度終了後 3 か月以内に開催する必要があります。 「5 分の1」を増減することは可能。会員の招集を求める権利を奪うことがないよう留意すること。 少なくとも5日前までに会員に会議の目的である事項を示して通知しなければなりません。(地方自治法第 260 条の 15) 「総会の議長は、会長がこれに当たる」も可。
---	---

第19条 総会は、全会員の2分の1以上の出席がなければ、開催することができない。 (総会の議決) 第20条 総会の議決は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 (会員の表決権) 第21条 会員は、総会において、各々1箇の表決権を有する。 (総会の書面表決等) 第22条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。 2 前項の場合における第19条及び第20条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。 (総会の議事録) 第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。 (1)日時及び場所 (2)会員の現在数及び出席者数(書面又は電磁的方法による表決者及び表決委任者を含む) (3)開催目的、審議事項及び議決事項 (4)議事の経過の概要及びその結果 (5)議事録署名人の選任に関する事項 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印をしなければならない。 第5章 役員会 (役員会の構成) 第24条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。 (役員会の権能) 第25条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。 (1)総会に付議すべき事項 (2)総会の議決した事項の執行に関する事項 (3)その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項 (役員会の招集等) 第26条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。 2 会長は、役員のお分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から○日以内に役員会を招集しなければならない。	「この規約に定めるもののほか」とは、特定の事項について出席会員の3分の 2 以上の賛成を要することとするなどの定めをおくこともできます。不要なら削除をしてください。 全員 1 人 1 票を原則とします。未成年の表決権の行使にあたっては、民法第5条の規定により法定代理人の同意を要します。 議事録は認可申請、告示事項変更届、規約変更認可申請等に必要となります。 監事は会務の執行を監査する職務上、会務の執行方針を決定する役員会には参画しないことが適当です。
--	---

3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的、及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも〇日前までに連絡しなければならない。 (役員会の議長) 第27条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。 (役員会の定足数等) 第28条 役員会には、第19条、第20条、第22条および第23条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。 第6章 資産及び会計 (資産の構成) 第29条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。 (1)別に定める財産目録記載の資産 (2)会費 (3)活動に伴う収入 (4)資産から生ずる果実 (5)その他の収入 (資産の管理) 第30条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。 (資産の処分) 第31条 本会の資産で第29条第1号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において〇分の△以上の議決を要する。 (経費の支弁) 第32条 本会の経費は、資産をもって支弁する。 (事業計画及び予算) 第33条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。 2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。 (事業報告及び決算) 第34条 本会の事業報告書及び決算は、会長が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度	「財産目録」は法第 260 条の4に基づき設立時及び毎年度3か月以内に作成しなければなりません。 団体の活動上重要な資産の処分等については、総会の特別の議決(4分の 3 以上の議決)により行うことが適当と考えられます。 年に 1 回しか通常総会を開催しない場合、事業報告、財産目録の町政及び決算の承認のために年度終了後 3 か月以内に開催することとなります。年度当初に予算が成立していないことになるため、第 2 項のように定めておくことが適当です。
---	---

終了後3か月以内に総会の承認を受けなければならない。 (会計年度) 第35条 本会の会計年度は、毎年〇月〇日に始まり、△月△日に終わる。 第7章 規約の変更及び解散 (規約の変更) 第36条 この規約は、総会において全会員の4分の3以上の議決を得、かつ、土佐町長の認可を受けなければ変更することはできない。 (解散) 第37条 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。 2 本会が、総会の議決に基づいて解散する場合は、全会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。 (残余財産の処分) 第38条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において全会員の〇分の△以上の議決を得て、本会の類似の目的を有する団体に寄与するものとする。 第8章 雑則 (備付け帳簿及び書類) 第39条 本会の主たる事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記簿に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。 (委任) 第40条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を得て、〇〇が別に定める。 附 則 1 この規約は、〇年〇月〇日から施行する。 2 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第33条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。 3 本会の設立初年度の会計年度は、第35条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から〇年〇月〇日までとする。	特に定めはありませんが一般的には4月1日から3月31日または1月1日から12月31日とすることが多いです。 規約の変更は総会の専権事項。(地方自治法第260条の3第1項)「4分の3」は変更できますが、重要事項を少数の意思により決することのないよう、慎重であるべきです。 解散事由は次のとおり ・規約で定めた解散事由の発生 ・破産 ・認可の取消 ・総会員の4分の3以上の同意による総会の決議 ・会員(構成員)の欠乏 ・合併 営利法人を帰属権者とすることは適当ではありません。 重い議決のため4分の3以上が望ましい。 細則等を定めることについては会長、又は役員会に委任する旨の総会の議決が必要。・総会の議事運営規定・弔慰金支給規程・旅費規程等が考えられます。 町長の認可後に認可年月日を記入します。「土佐町長の認可の日から施行する。」とするのも可。 年度途中に設立認可を予定する場合は、この規定が必須。 年度途中に設立認可を予定する場合は、この規定が必須。
---	--

(4)議事録(参考例)

○年度○○○自治会認可申請総会議事録 記載例

1. 日時 ○○年○○月○○日 午後○○時○○分～ 午後○○時○○分
2. 場所 ○○○自治会集会所
3. 現在の会員数 ○○○名
4. 出席者 ○○○名(うち委任状提出者 ○○名)
5. 欠席者 ○○名

○○○自治会規約第○条の規定に基づき、会員数○○名のうち○○名の出席及び委任状提出により総会が成立する旨司会の_____より報告があり、__時開会された。

自治会規約第○条の規定に基づき、議長として_____が選出され、自治会規約第○条の規定に基づき、議事録署名人に_____と_____の2名が選出された。

6. 総会に付議した事項

- 第1号議案 規約の承認に関する件
- 第2号議案 役員の承認に関する件
- 第3号議案 令和×年度事業報告及び収支決算、保有資産に関する件
- 第4号議案 令和○年度事業計画及び収支予算に関する件
- 第5号議案 地方自治法第260条の2第1項による地縁団体認可申請及び代表者選出に関する件
- 第6号議案 構成員名簿に関する件

7. 議事の審議経過

第1号議案 規約の承認に関する件

議長は、規約を読み上げ、その承認を求めたところ、全員異議なく原案どおり可決した。

第2号議案 役員の承認に関する件

議長は、会長1人、副会長○人、その他役員○人、監事○人の選任をしたい旨を述べ、その選任方法を諮ったところ、議長一任との発言があり、議長が下記のとおり提案し、皆就任を承諾した。

会 長 △△△△
副会長 ○○○○
その他役員 ○○○○
監 事 ○○○○、○○○○

第3号議案 令和×年度事業報告及び収支決算、保有資産に関する件

議長は第3号議案について、△△△△会長に内容説明をさせ、その後会員に質疑を求めたが、質問もなく、原案通り可決承認された。

第4号議案 令和○年度事業計画及び収支予算に関する件

議長は第4号議案について、△△△△会長に内容説明をさせ、その後会員に質疑を求めたが、

質問もなく、原案通り可決承認された。

第5号議案 地方自治法第260条の2第1項による地縁団体認可申請及び代表者選出に関する件
議長は、第5号議案について、△△△△会長に内容説明をさせた後、土佐町長に対し、認可を申請すること及び△△△△会長を代表者とするについて、その賛否を問うたところ、満場一致をもって(賛成多数で)承認可決した。

以上をもって、本総会の議案全部を終了したので、議長は閉会の挨拶を述べ、午後〇時〇分散会した。

〇〇年度〇〇自治会総会の議事として作成し、署名(又は記名)押印する。

年 月 日

議 長 ⑩

議事録署名人 ⑩

議事録署名人 ⑩

(5)財産目録(参考例)

財 産 目 録

団体の名称 ○○○○自治会

令和○年○月○日

区 分	所在数量等	金額（評価額）	備考
(資産の部)			
I 流動資産			
1 現金預金			
(1) 現金			
現金手元有高		500,000	金庫の中
(2) 当座預金	口座番号		
○○銀行△△支店	XXXXXXXX	1,000,000	
(3) 普通預金	口座番号		
○○銀行××支店	XXXXXXXX	1,500,000	利息込額 1,700,000
2 未収会費			
○年度会費 ×名		1,200	
II 固定資産			
1 土地			
土佐町○○××番(宅地)			
2 建物	150 m ²	2,500,000	集会所敷地
土佐町○○××番(居宅)			
3 構築物	60 m ²	3,000,000	集会所
4 車両運搬具			
5 計器備品、応接セット			
6 電話加入権			
7 有価証券			
資産合計		A 8,501,200	
(負債の部)			
I 流動負債			
預り金			
II 固定負債			
長期借入金			
○○銀行○○支店		1,000,000	
負債合計		B 1,000,000	
差引正味財産 (A-B)		7,501,200	

(注) 1 法人設立時に、確実に法人に帰属する財産をもって作成すること。

2 備考の欄には、寄付者その他を記入すること。

※地方自治法第 260 条の 4 により、認可を受ける時、及び毎年 1 月から 3 月までの間（または毎事業年度の終了の時）に財産目録を作成し、常にこれをその主たる事務所に備え置かなければならない。

(6)構成員名簿(参考例)

〇〇自治会構成員名簿

会員 総数〇〇〇名 令和〇年 〇月 〇日現在

No.	住 所	氏 名	No.	住 所	氏 名
1	土佐町〇〇△△番地	〇〇 〇〇	23		
2	土佐町〇〇△△番地	〇〇 △△	24		
3	土佐町〇〇△△番地	〇〇 ●●	25		
4	土佐町〇〇××番地	×× ◎◎	26		
5			27		
6			28		
7			29		
8			30		
9			31		
10			32		
11			33		
12			34		
13			35		
14			36		
15			37		
16			38		
17			39		
18			40		
19			41		
20			42		
21			43		
22			44		

(7)代表者になることの承諾書(参考例)

承 諾 書

私は、地方自治法第 260 条の 2 第 1 項に基づく「地縁の団体」の代表者になることを承諾します。

令和○年 ○月 ○日

住 所 高知県土佐郡土佐町○○

(団体名 ○○○自治会)

氏 名 ○○○○ 印

(8)告示事項証明請求書

年 月 日

土佐町長 様

申請者
住所
氏名

告示事項証明書交付請求書

地方自治法第 260 条の2第1項の認可を受けた下記の地縁による団体について、同条第 12 項の規定に基づき、同条第 10 項により告示された事項に関する証明書の交付を請求します。

記

1 地縁団体の名称

2 主たる事務所の所在地

3 交付部数

役場使用欄

受付印	作成	手数料

(9)印鑑登録申請書(町)

年 月 日

登録しようとする
認可地縁団体印鑑

--

認可地縁団体の名称				
認可地縁団体の 事務所の所在地				
(資格) 氏 名	()	生年月日	昭和 平成 年 月 日	
住 所			個人 印鑑	

申請者 ☐ 本人 住所
☐ 代理人 氏名

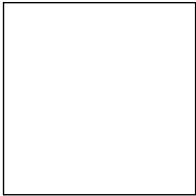
- 1 この申請は本人が自ら手続きして下さい。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。
- 2 登録しようとしている認可地縁団体印鑑を併せて提出して下さい。
- 3 氏名の次には当町において登録されている個人の印鑑を押印して下さい。
- 4 資格（ ）の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載して下さい。

(10)印鑑登録廃止申請書(町)

認可地縁団体印鑑登録廃止申請書

年 月 日

土佐町長殿

廃止しようとする 認可地縁団体印鑑 	認可地縁団体の名称			
	認可地縁団体の 事務所の所在地			
	(資格) 氏 名	()	生年月日	昭和 平成 年 月 日

上記のとおり認可地縁団体印鑑の登録の廃止を申請します。

申請者 ☐ 本人 住 所
☐ 代理人 氏 名

(注意事項)

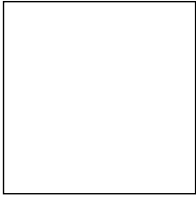
- 1 この申請は本人が自ら手続きして下さい。代理人による場合は、委任の旨を証する書面が必要です。
- 2 登録している地縁団体印鑑を亡失された場合には、当町において登録されている個人の印鑑を添付してください。
- 3 資格 () の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載して下さい。

(11)印鑑登録証明書交付申請書(町)

認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書

年 月 日

土佐町長殿

登録されている 認可地縁団体印鑑 	認可地縁団体の名称			
	認可地縁団体の 事務所の所在地			
	(資格) 氏 名	()	生年月日	昭和 平成 年 月 日

上記のとおり認可地縁団体印鑑登録証明書____枚の交付を申請します。

申請者 ☐ 本人 住 所
☐ 代理人 氏 名

(注意事項)

- 1 この申請は本人が自ら手続きして下さい。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。
- 2 資格 () の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載して下さい。

○認可地縁団体の認可後の変更に係る様式
(12)規約変更認可申請書(地)

年 月 日

土佐町長 様

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

㊞

住 所

規 約 変 更 認 可 申 請 書

地方自治法第260条の3第2項の規約の変更の認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

記

(別添書類)

- 1 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- 2 規約変更を総会で議決したことを証する書類

(13)規約変更の内容及び理由(参考例)

(記載例)

第〇条 本団体の事務所を「土佐町〇〇××番地」から「土佐町〇〇△△番地」に変更する。

【理由】 〇〇〇のため

第〇条第1項の末尾に「〇〇のため〇〇〇〇〇〇」を加える。

【理由】 △△△のため、〇〇の〇〇〇の規定を設ける必要が生じたため

第〇条に以下第2項、第3項を加える。

「2 〇〇は、〇〇〇から選出する。

3 〇〇の〇〇〇〇は〇〇とする。」

【理由】〇〇〇により、従来から実施している〇〇〇を明文化したため

など記載する。

新しい規則も提出してください。

(14)告示事項変更届出書(地)

令和○年 ○月 ○日

土佐町長 様

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 ○○○○自治会

所在地 土佐町○○△△番地

代表者の氏名及び住所

氏 名 △△△△ ⑩

住 所 土佐町○○××番地

告 示 事 項 変 更 届 出 書

下記事項について変更があったので、地方自治法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届出します。

記

1 変更があった事項及びその内容

- ・代表者氏名 変更前)○○○○ 変更後)△△△△
・代表者住所 変更前)土佐町○○○○番地 変更後)土佐町○○××番地

2 変更の年月日(※総会での議決日)

令和○年○月○日

3 変更の理由

○○自治会の代表者変更が○年○月○日の○○自治会の総会において承認議決を得たため

(※総会議事録(議長と議事録署名人の署名等があるもの)、代表者の承諾書等証する書類を添付すること)

(15)総会議事録(参考例)

〇〇年度〇〇〇自治会総会議事録 記載例 (代表者や告示事項の変更の場合)

1. 日時 〇〇年〇〇月〇〇日 午後〇〇時〇〇分～ 午後〇〇時〇〇分
2. 場所 〇〇〇自治会集会所
3. 現在の会員数 〇〇〇名
4. 出席者 〇〇〇名 (うち委任状提出者 〇〇名)
5. 欠席者 〇〇名

〇〇〇自治会規約第〇条の規定に基づき、会員数〇〇名のうち〇〇名の出席及び委任状提出により総会が成立する旨司会の_____より報告があり、____時____分に開会された。

自治会規約第〇条の規定に基づき、議長として_____が選出され、同人がこれを受託して議長の席に着いた。続いて、自治会規約第〇条の規定に基づき、議事録署名人に_____と_____の2名が選出された。

6. 総会に付議した事項

- (1) 第1号議案 認可地縁団体の告示事項の変更について
- (2) 第2号議案 〇〇〇について

・
・

7. 議事の審議経過

(1) 第1号議案

認可地縁団体の以下の告示事項について、協議の結果、賛成多数で議案の通り可決した。

(※代表者変更の場合)

・前代表〇〇〇〇の任期満了(又は辞任)に伴い、代表者を、〇〇年〇〇月〇〇日付で△△△△(住所:土佐町〇〇××番地)とすること。

(※事務所の住所変更の場合など)

・事務所の所在地を、〇〇年〇〇月〇〇日より土佐町〇〇××番地にすること。

・
・

(2) 第2号議案

・

以上で総会の全日程を終了し、議長が閉会を宣言した。

〇〇年度〇〇自治会総会の議事として作成し、署名(又は記名)押印する。

年 月 日

議 長 _____ ⑩

議事録署名人 _____ ⑩

議事録署名人 _____ ⑩